

港区

カスタマー・ハラスメント 対応マニュアル

(第1版)



総務部人事課
令和7年4月



Content

第1章 総論

■ 目的

■ カスハラに対する基本的な考え方

■ カスハラの定義



目的

東京都では、令和6年10月に全国初となるあらゆる者を対象とした「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」が制定され、都内で事業を行う事業者は、カスタマー・ハラスメントの防止に向けた措置を講ずることが求められています。

区は、令和6年11月にカスタマー・ハラスメント（以下「カスハラ」といいます。）に関する職員アンケートを実施した結果、半数以上の職員が過去3年以内にカスハラを受けたことがあると回答し、対策の強化や職員の保護と支援を求める声が多く寄せられました。

職場におけるあらゆるハラスメントを許さないという考え方のもと、区は、令和7年4月に「港区職員におけるハラスメント防止宣言」を行いました。カスハラも防止すべきハラスメントの一つであり、カスハラの防止啓発ポスターの作成・掲示や、専門家（臨床心理士、弁護士）を活用するなど、あらゆる対策を組織を挙げて対応します。

職員一人一人をカスハラから守り、その能力を十分に発揮できるよう、組織が一丸となって対処し、健全な職場環境を維持するために、本マニュアルを策定しました。

カスハラに対する基本的な考え方

行政サービスは、区民等が自由にサービスの提供主体を選択できないという特徴があり、公平かつ公正に行政サービスを提供しなければなりません。

区民等からの正当な意見や要望は、区政の推進、業務改善等につながる貴重な機会でもあります。正当な意見に対する職員の適切でない言動が端緒となってカスハラに発展してしまうこともあります。相手の立場や意見の真意を正しく理解し、これらについて丁寧かつ真摯に対応します。

しかし、職員の人権や尊厳を傷つけるカスハラに対しては、職員のケアを最優先し、組織として毅然とした対応を行い、状況に応じてその後の対応を打ち切ります。

カスハラへの対応

組織内

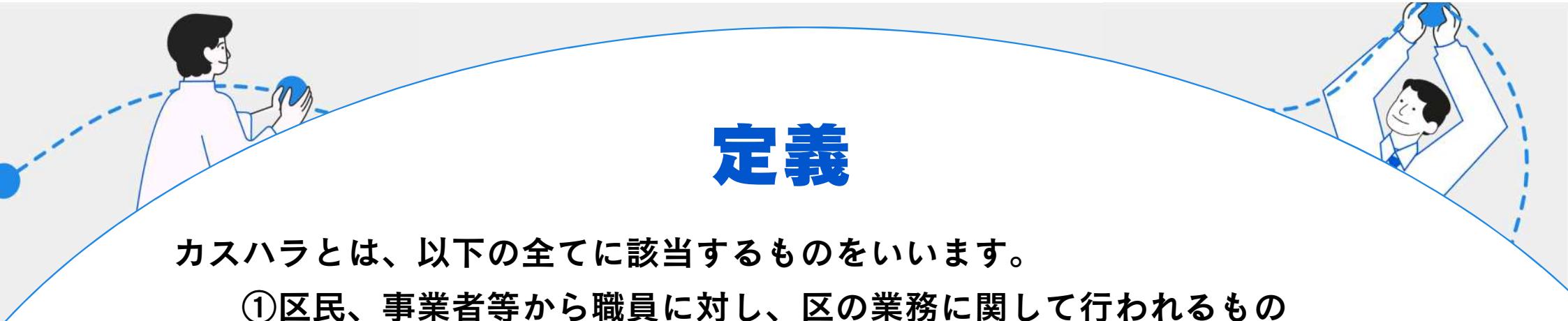
職員の人格を否定する言動や暴力など、カスハラが発生した場合、所管課長は職員のケアを最優先に行動します。

職員に対し、各職場に応じたカスハラに関する知識や対処方法の研修を実施します。

組織外

問題解決のため合理的かつ理性的な話しを行いますが、所管課がカスハラと判断した場合はその後の対応を打ち切ります。

また、悪質と判断した場合は、警察や外部の専門家（弁護士等）と連携して毅然と対応します。



定義

カスハラとは、以下の全てに該当するものをいいます。

- ①区民、事業者等から職員に対し、区の業務に関して行われるもの
- ②著しい迷惑行為であり、職員の身体的又は精神的苦痛を伴うもの
- ③勤務環境を害するもの

具体的な迷惑行為の例示

- ✓ 暴力行為
- ✓ 暴言、侮辱及び誹謗中傷
- ✓ 威嚇及び脅迫
- ✓ 職員の人格の否定や差別的な発言
- ✓ 土下座の要求
- ✓ 長時間の拘束

※カスハラの判断については第2章参照

以下の行為は例示であり、カスハラに当たり得る行為はこれらの行為に限られません。

- ✓ 社会通念上、相当な範囲を超える対応の強要
- ✓ 合理性を欠く不当又は過剰な要求
- ✓ 区や職員の信用を毀損させる内容や個人情報等をSNSなどに投稿する行為
- ✓ 職員へのセクシャルハラスメント、SOGI※ハラスメントその他ハラスメント
- ✓ つきまとい行為 など

※「SOGI（ソジ）」とは、性的指向（sexual orientation）と性自認（gender identity）の略称

Content



第2章 カスハラ対応

■ カスハラ対応フロー

■ 基本的対応

■ カスハラの判断

■ 場面別の対応事例

対応フロー

カスハラ対応は1日にしてならず。「未然防止」「発生時の対応」「発生後の対応」と、継続して行います。

未然防止



研修などを通じて対応力を高め、未然防止につなげます。



クレームへの初期対応



適宜適切に
対応

発生時の対応



対応時間の目安や回答方法、弁護士、警察との連携等、課における対応方針を定めます。

一次対応



対応方針に基づく対応

場面別の
対応方針

二次対応



毅然とした
対応

顧客対応の
中止
警察との
連携

対応終了

業務改善

情報共有・教育・研修

弁護士・警察等との連携

発生後の対応



カスハラに対する組織的な対応や、職場内の支え合いを促進します。

- 心身のケア
- メッセージ発信
- 事例検証
- 出入禁止

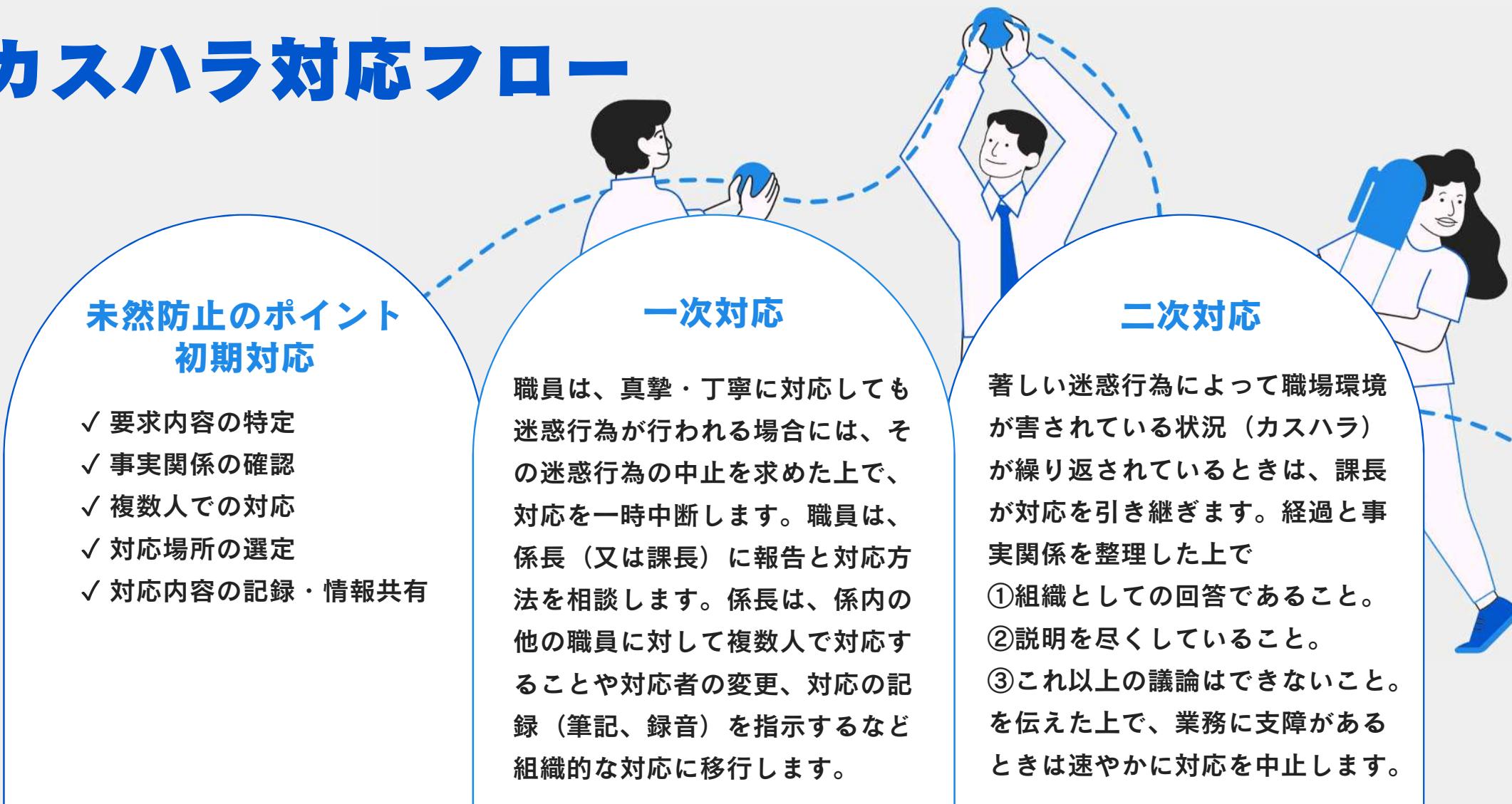
就業者のケア

再発防止に向けた取組

区民等の出入禁止

※暴行・脅迫など緊急性や危険性がある場合、躊躇せず警察（110番）に通報しましょう

カスハラ対応フロー



* 対面の場合は、一次対応者と顧客を引き離し、安全を確保します。

* 緊急性や危険性を伴う場合、警察への通報（110番）を躊躇しないことが重要です。

要求内容の特定

- ①区民等の要求内容を聞く
 - ②同じ内容を復唱
 - ③要求内容を明確に特定
 - ④議論を限定
- ✓ 正当な要求内容であるにも関わらず、
区民等の外見や口調等の印象でカスハ
ラと決めつけた対応は避けましょう

複数人での対応

- ✓ 組織で対応することを明確にするため、
クレームには複数人で対応します

区民	職員
1人	複数人
複数人	同数以上の複数人
団体等多数の場合：当事者・代表者などの必要最小限の人数に制限	同数以上の複数人

* 電話の場合、初期対応した職員による対応を原則とし
つつ、要求が著しく相当性を欠く内容であれば、必要
に応じて対応者を別の職員、係長、課長に代わります

未然防止のポイント 初期対応



事実関係の確認

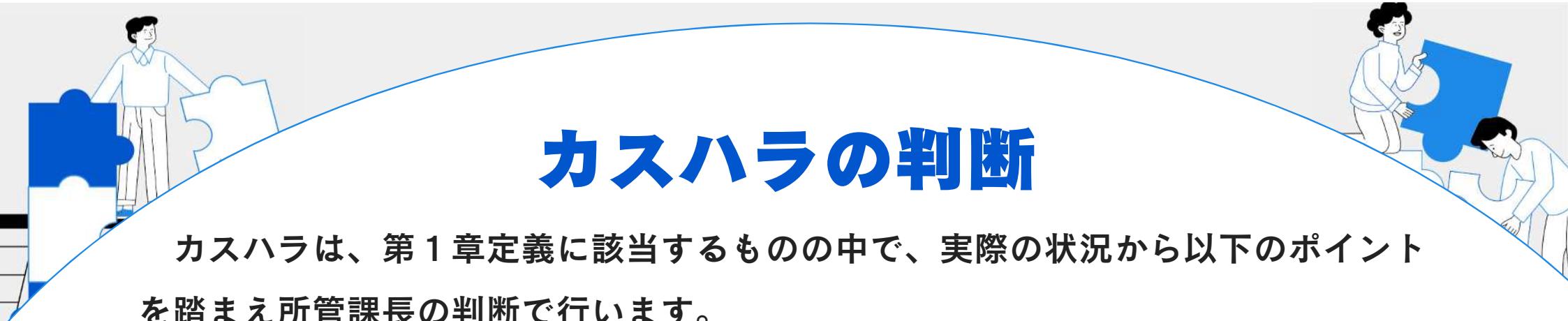
- ✓ 5W1Hで正確な事実関係を確認します
- ✓ 謝罪を求められた場合、事実関係の確
認前では限定的な謝罪に留めます
(例：嫌なお気持ちを与えてしまい申し訳ございません)
- ✓ 組織的な調査・確認が必要な場合、必
要な調査等を行い回答する旨と回答に
要する期間(●週間程度等)を伝えます

対応場所の選定（対面・訪問）

- ✓ 原則、区の管理権の及ぶオープンスペー
スで対応します
- ✓ 周囲の区民等に迷惑が及ぶなどやむを得
ない場合、会議室等で対応します
 - ①密室状態にしない
 - ②職員は出入口側に着席する
 - ③管理権の範囲内（例：執務室内の会議室）を選定する

対応内容の記録・情報共有

- ✓ 対応内容を可能な限り詳細に記録します
 - ✗ 暴言を繰り返した。
 - 「馬鹿野郎」と大声で怒鳴った後に「お前の顔と名前をSNSに投稿するぞ」と言った。
- ✓ 同じ話を繰り返す場合、記録を基に具
体的日時や回数、回答内容を伝え、経過
を把握して対応していることを示します
- ✓ SNSの投稿やメッセージはスクリーン
ショットで保存します



カスハラの判断

カスハラは、第1章定義に該当するものの中で、実際の状況から以下のポイントを踏まえ所管課長の判断で行います。

1. 要求態様
2. 要求内容
3. 時間・回数・頻度

1. 要求態様

✓ 慢性的な暴言、差別的・性的な言動、暴力や脅迫を伴う苦情

- (例) ・怒鳴る、居座る、上司を出せ、区長に会わせろなど上司による対応を強要
・「馬鹿」「死ね」といった暴言
・即時の回答、対応、約束を要求

✓ 言葉は慢性的でない場合でも、恐怖心を与えるような口調、大声、個人を攻撃する意図がある要求等

- (例) ・大きな声を上げ「いつまで待たせるんだ」と言われた。
・テーブルを叩きながら「早くしろ」と言われた。
・「SNSに写真を投稿するぞ」と言われた。

✓ 職員の顔等を無断で撮影する行為や写真等をインターネット上で公開する行為

✓ 要求の内容や態様に問題がないとしても、「要求内容」が不当であったり「時間・回数・頻度」等を併せて総合的に判断

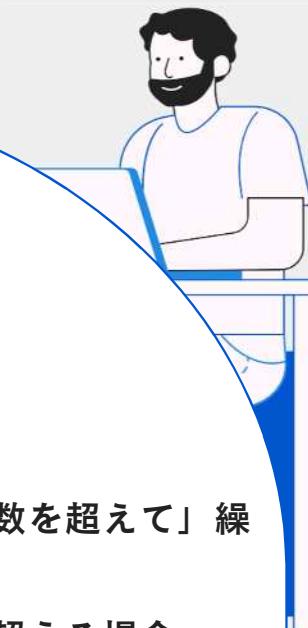
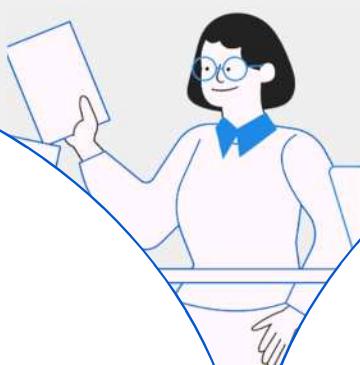
2. 要求内容

- ✓ 決定した事項を反故にする
- ✓ 不當に要求を通させる（法令等に反して権益を得ようとする）
- ✓ 不當な金品の要求
- ✓ 職員の解雇を求めるなど人事に関する要求

※ただし、明らかに不当な要求である場合を除き、サービスの瑕疵など、正当なクレームの範囲内である可能性があります。

3. 時間・回数・頻度

- ✓ 対応が「通常の同一業務での受け答えの回数を超えて」繰り返される場合
- ✓ 対応が「通常の同一業務での対応時間」を超える場合
- ✓ 公表している受付時間（8時30分～17時15分等）を著しく外れる対応の強要
- ✓ 要求内容や態様に問題がない（穏やかな口調等）場合でも、長時間の拘束
- ✓ 時間の長短や回数に関わらず侮辱的・差別的・性的な言動
- ✓ 繰り返しの要求や、退去命令したにも関わらず居座る
- ✓ 区民等の状況や「回数・頻度」を総合的に考慮



＜暴言＞冷静沈着に対応する

（例）「お前は無能だ、要求に応じろ」と大声で怒鳴られた。

- ✓ 暴言で返すことなく丁寧な言葉で冷静・沈着に対応します（例：乱暴な言葉や怒声はお控えください）
 - ①区民等の挑発に乗らない
 - ②突然の怒声・罵声に感情的にならない
 - ③区民等の感情を害する言動をしない
 - ④過度にへりくだらない
- ✓ 不用意な発言をしないよう注意し、発言は最小限にとどめます
- ✓ 迷惑行為であることを明確に伝え、対応できない旨を伝えます（例：これ以上お話しできません）
- ✓ それでもなお暴言が繰り返される場合、対応を打ち切ります

場面別の 対応事例



対面編①

・録音・録画・対応記録などを残し、事後に検証できるようにします

＜執拗な要求＞退去要求する

（例）対応の不備を謝罪し、適切に対応したにも関わらず、文書で謝罪するよう何度も要求された。

- ✓ 同じ要求が繰り返された場合、早い段階でこれ以上対応できない旨を明確に伝えます
- ✓ あらかじめ定められた対応時間を超過した場合、警察に相談する旨を明確に伝えます
- ✓ 区民等が聞き入れない場合、所管課長に報告し、所管課長が最終的な退去要求をします
- ✓ 庁舎や施設の管理者と連携し、港区庁舎管理規則等に基づき対処します（詳細は「第三章 庁舎管理」を参照）。

＜土下座の要求＞ 毅然とした態度で拒否する

(例) 不備を謝罪したにも関わらず「土下座して謝罪しろ。さもないと許さない。」と要求された。

- ✓ 暴言で返すことなく丁寧な言葉を用いて冷静・沈着に対応します (例: そのような対応はできません)
- ✓ 明確に迷惑行為であることから対応できない旨を伝えます (例: これ以上お話しできません)
- ✓ なんらかの瑕疵があったとしても原則、対応の是正、謝罪以上の対応は必要ありません
- ✓ 土下座を要求することは社会通念上も度を超えた内容であり、刑法第223条第1項の強要罪にも該当し得るため、拒絶することが重要です

場面別の 対応事例



対面編②

・録音・録画・対応記録などを残し、事後に検証できるようにします

＜暴行＞警察に通報する

(例) クレーム対応中に「その態度は何だ！」と区民等が激高し、胸ぐらをつかまれ、頭を叩かれた。

- ✓ 刑法第208条の暴行罪に該当するため、所属課長の判断を待つことなく、ただちに警察に通報します
- ✓ 更なる暴力行為や来訪者、職員への危害が及ぶ可能性があるため、所属課長を含め、複数人で対応します
- ✓ 犯罪行為は躊躇せず警察に通報します
- ✓ 区民等の行為がエスカレートすることを防ぐ観点から、区民等を刺激しないように注意することも必要です

＜高圧的な言動＞

意思表示を明確に冷静沈着に対応する

(例) 「賠償しろ。お前をクビにできるんだぞ。」と電話で怒鳴りながら金銭による賠償を請求された。

- ✓ 曖昧な発言は避け、事実関係が不明なまま要求を認めません
- ✓ 誤った発言をした場合、速やかに訂正します
- ✓ 区民等が一方的に主張し、不当な要求を行っても、明確に拒否します
- ✓ 怒声を抑えて冷静に発言するよう、複数回注意します（例：お静かにお話しください）
- ✓ 複数回注意しても怒声が続く場合、対応を打ち切る旨を告げ、電話を切ります（例：冷静にお話しきれないようですので、電話を切ります）
- ✓ 危害を加えるような発言があった場合、直ちに所属の課長に報告の上、対応者を代わります

※内容により脅迫等の犯罪行為に当たるため、必要に応じて警察や弁護士に相談します

場面別の 対応事例



電話編

- ・対応記録などを残し、事後に検証できるようにします

＜長時間の拘束＞

対応時間のルールを定める

(例) 繰り返し説明しても納得せず、電話で30分以上もやり取りが続いている。

- ✓ 何度も同じ主張が繰り返され、堂々巡りの状況が続いた場合、対応を打ち切る旨を伝えます
- ✓ 各職場で設定した対応時間を超過した場合、要求に応じられない旨を伝え、電話を切ります

※目安の時間を超えた段階で直ちにカスハラに該当するわけではない点に注意します

＜繰り返し＞

初期段階で対応を拒否する

(例) 同一人物から、区の事業等と全く関係のない話について、何度も繰り返し電話がある。

- ✓ 区のサービスと関係のないことを確認した場合、初期の段階で対応できない旨を明確に伝えます（例：区とは全く関係ない話であり、対応できません）
- ✓ 区のサービスに関係のある話であっても、過去のやり取りを確認し、以前の回答を伝えた上で、これ以上対応できない旨を明確に伝える（例：この件に関して、これ以上お話しすることはできません）



インターネットの事例

(例) SNS上に職員の顔写真と氏名が掲載され、職員を誹謗中傷する内容が書き込まれた。

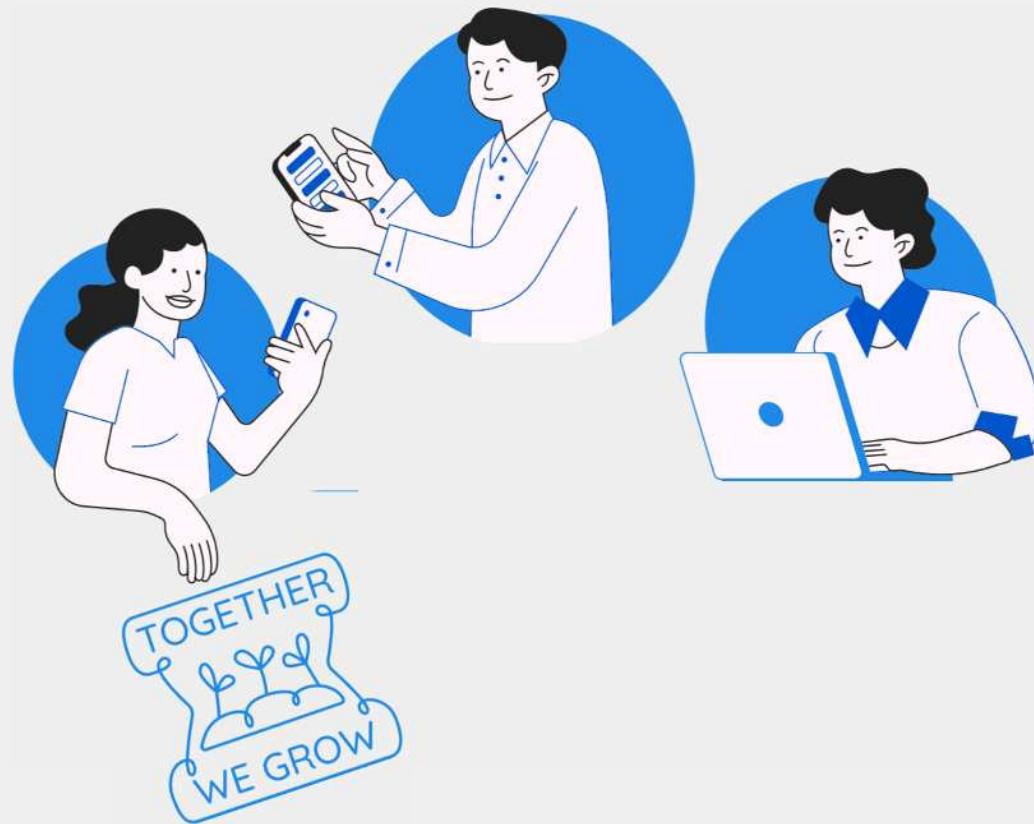
基本姿勢

インターネットを通じたカスハラについても「許さない」という対応姿勢が大切です。例えば、職員の許可や同意を得ることなく、写真や画像を「撮影」されたり「SNSにアップしてやる」と言わされたときは、「他人の権利を侵害するおそれのある撮影はしないでください」「撮影した写真、動画は直ちに削除してください」と伝えるなど、毅然と対応してください。

対応方法

- 1 SNS等に投稿されたときは、投稿画面を画像保存（スクリーンショット）し、投稿者に対して投稿の削除を依頼しましょう。
 - 2 運営会社（例：YouTubeであればGoogle）に対して投稿の削除請求を行いましょう。
 - 3 投稿者の特定や再発防止に向けて、運営会社に対して投稿者の開示請求を行うことも有効な手段の1つです。明らかな脅迫や生命を害する事案は、警察への被害届も検討しましょう。
- ※ 運営会社に対して削除請求・開示請求をしても、必ず応じてもらえるものではありません。

Content



第3章 検討体制の整備等

- 検討・情報共有体制の整備
- 弁護士への法律相談
- 庁舎管理
- 不当行為等への対応
- 研修の実施
- 職員のメンタルケア
- 対外的な周知啓発
- 各関係部署相談窓口

検討・情報共有体制の整備

1. 区民や事業者からの行為がカスハラに該当すると課長が判断した場合、課長が対応方針を決定します。同一人物や部内で同種のカスハラが繰り返されるなど、事案を担当する課だけでは解決が「困難」な事案については、部長が庶務担当課長、事案担当課長等の必要な職員を招集し、対応方針を検討します。
2. 部長が部を越えた庁内連携と役割分担をしなければ解決が困難であると判断した「特に困難」な対応を要する事案のときは、当該部長は総務部長に対して検討組織の立上げを依頼します。総務部長は、事案の性質を踏まえて関係課（総務課、人事課、契約管財課、政策広聴担当ほか）を招集し、区としての対応方針と各課の役割分担を決定します。
3. 事案の蓄積やカスハラへの対応方法の共有のため、各課において発生したカスハラについては、発生状況、対処内容、解決の有無などを港区働きやすい職場づくり推進委員会に報告し、適宜全庁で共有します。



弁護士への法律相談

カスハラへの対処に当たり、法的な問題点、疑義が生じた場合は、必要に応じて弁護士への法律相談を実施します。

法律相談の利用方法

1 相談内容の整理

カスハラ対応に当たり、区が検討している対処内容が法的に問題ないかなど、法律相談が可能です。組織として法律相談の実施を希望する場合は、あらかじめ相談内容を整理します。日頃から対応状況を可能な限り詳細に記録しておきましょう。

2 法律相談依頼書の作成と総務課への依頼

所定の依頼書に相談内容（経緯や背景、検討している対処内容、法的な問題点など）を記載し、総務課文書係に依頼します。実施に当たっては、事前に総務課文書係と相談内容の調整を行います。

3 法律相談の実施と報告書の作成

事前に作成した相談内容に基づき弁護士への法律相談を行います。相談後は報告書を作成し、総務課文書係に提出します。

庁舎管理

カスハラの行為者による撮影、録音又は録画や、退去要求を繰り返し行ってもなお退去しない場合などにおいては、庁舎や施設の管理者と連携し、港区庁舎管理規則等に基づき対処します。

庁舎管理に基づく基本的対応例

- 1 カメラ及びビデオ撮影することを要求された場合
以下の理由により、拒否します。
 - (1) 他の来訪者や個人情報が撮影されるおそれがあるため。
 - (2) 都合の良い部分のみを利用され、恣意的に情報が歪曲されるおそれがあるため。
 - (3) 歪曲された情報がSNS等への投稿により、無制限に拡散するおそれがあるため。
- 2 録音することを要求された場合
 - (1) 録音が必要な理由を相手方に確認した上で、録音することを許可します。
 - (2) 後日、都合の良い部分のみを利用されるおそれがあるため、区側も録音し、客観的な記録を残します。その際、相手方の了承を得ること。
- 3 必要に応じて、庁舎や施設の管理者に対して警備員の出動を要請します。
- 4 退去要求を2～3回行っても退去しない場合は、庁舎や施設の管理者に報告し、管理者の管理権に基づく「退去命令」を発するとともに、「警察に通報します。」と相手に告げて警察に通報します。

不当行為等への対応

暴力や脅迫、正当な理由のない面会の強要など、不当行為等に当てはまる場合は、不当行為等対応マニュアルに基づき対処するとともに、必要に応じて警察への通報を行います。

不当行為等に対する対応の基本姿勢

1 毅然とした態度を保持する

「いわれなき抗議は絶対に受けない。」という確固たる姿勢を堅持します。

2 言動に注意する

検討の余地がないにも関わらず、「検討します」や「考えてみます」など、相手に希望を持たせるような不用意な発言をしないようにしましょう。

3 組織で対応する

問題になりそうな事案があれば、担当者の段階で止めずに、速やかに上司に報告し、課長を最後の砦とし、課の職員が相互に連携し、組織力で対処します。

4 警察に通報する

職員に対する暴行や傷害、施設や設備等に対する損壊など、違法な行為が発生した場合は、直ちに110番通報を行います。

研修の実施

カスハラに関する正しい認識、知識を持ち、職員一人ひとりが適切な対処方法を身に着けるため、職員に対し、カスハラに関する研修を実施します。

研修内容（今後の予定）

1 管理職向け研修（区研修）

- (1) 東京都カスタマー・ハラスメント防止条例について
- (2) 管理職としての対応について

2 係長級以下の職員向け研修（区研修）

- (1) カスハラとクレームの違い
- (2) カスハラへの対応について

3 悪質クレームの法的対応（特別区職員研修）

- (1) ロールプレイングによる実践的なクレーム対応

職員のメンタルケア

カスハラにより精神的なケアが必要と判断した場合は、職員保健室と連携して職員のメンタルケアを実施します。

メンタルケアのフロー

1 職員保健室への連絡

カスハラによりメンタルに不調をきたした場合や気持ちの落ち込みなど心配なことがあったときは、一人で抱え込まず可能な限り早い段階で職員保健室に連絡をしましょう。

2 こころとからだのケア

職員保健室では、職員（状況に応じて所属長）からの申出により、保健師による面談を実施します。また、相談内容に応じて産業医や臨床心理士によるカウンセリングへと引き継ぎます。

3 医療機関の受診と情報の共有

保健室での面談やカウンセリングの結果をもとに、必要に応じて医療機関の受診を促します。また、適宜、保健室と人事課において情報を共有し、人事課、保健室、必要に応じて医療機関が一体となって職員のメンタル不調をフォローします。

対外的な周知啓発

区ホームページ、区公式SNS、広報みなど、区有施設など、あらゆる手段・場所を活用してカスハラの防止に関する周知啓発を実施します。

周知・啓発の内容

1 港区職員におけるハラスメント防止宣言（抜粋）

カスハラが行われた場合には、厳正かつ公正な対応により職員一人一人を守ることを宣言しました。

2 契約の相手方の事業所へのカスハラ防止

区の契約の相手方となる事業所がカスハラを行うことを防止するため、東京都カスタマー・ハラスメント防止条例の内容や区の取組等の周知を図ります。

3 カスハラ防止啓発ポスター

カスハラの防止啓発に関するポスターを作成し、庁舎等に掲示することで周知啓発を行います。

各關係部署相談窓口

事案の蓄積・情報共有について・・・・・・人事課

弁護士への法律相談について · · · · · 総務課

不当行為等への対応について・・・・・・・・危機管理・生活安全担当

広聴処理について・・・・・・・・・・・・・・・・政策広聴担当

研修の実施について・・・・・・・・・・・・ 人事課

職員のメンタルケアについて・・・・・・人事課

区民、事業者等への周知啓発について・・・人事課

